

敷地全域にわたり盛土を施すと述べた答弁（平成23年8月以降調べ）

No.	答弁日	会議名	質疑者	答弁者	答弁数	備考
1	H23.9.30	経港委(三定)	田の上いくこ(民主)	加藤基盤整備担当部長	1	
2	H24.3.14	予特(一般)	田の上いくこ(民主)	中西市場長	1	
3	H24.3.19	経港委(一定)	清水ひで子(共産)	加藤基盤整備担当部長	1	
4	H24.3.26	予特(しめくり)	酒井大史(民主)	中西市場長	1	
5	H24.11.8	経港委(事務事業)	木内良明(公明)	加藤基盤整備担当部長	1	
6	H25.3.12	予特(代表)	大塚たかあき(民主)	塚本市場長	1	
7	H25.3.25	予特(しめくり)	増子博樹(民主)	塚本市場長	1	
8	H25.10.24	経港委(事務事業)	かち佳代子(共産)	加藤基盤整備担当部長	1	
9	H25.11.27	経港委(四定)	かち佳代子(共産)	加藤基盤整備担当部長	1	
10	H25.11.27	経港委(四定)	かち佳代子(共産)	志村新市場整備部長	1	
11	H26.3.7	経港委(一定)	栗林のり子(公明)	加藤基盤整備担当部長	1	
12	H26.3.17	経港委(一定)	尾崎あや子(共産)	加藤基盤整備担当部長	1	
13	H26.9.11	経港委(三定)	かち佳代子(共産)	若林基盤整備担当部長	1	
14	H26.10.22	公決分科会	鈴木錦治(自民)	若林基盤整備担当部長	1	
15	H26.10.22	公決分科会	中村ひろし(民主)	若林基盤整備担当部長	1	
16	H26.11.18	経港委(事務事業)	かち佳代子(共産)	若林基盤整備担当部長	2	
17	H26.12.22	経港委(四定)	三宅正彦(自民)	若林基盤整備担当部長	1	
18	H26.12.22	経港委(四定)	加藤雅之(公明)	若林基盤整備担当部長	1	
19	H26.12.22	経港委(四定)	かち佳代子(共産)	若林基盤整備担当部長	4	
20	H26.12.22	経港委(四定)	田中健(民主)	若林基盤整備担当部長	1	
21	H27.3.17	経港委(一定)	木内良明(公明)	若林基盤整備担当部長	1	
22	H27.10.28	公決分科会	栗林のり子(公明)	若林基盤整備担当部長	1	

23. 9. 30 経済・港湾委員会速記録

○田の上委員 次に、AP二メートル以深の埋め戻し土に、処理土や仮置き土というものが使われますが、自然由来の砒素、鉛の調査は行われるのでしょうか。

○加藤基盤整備担当部長 専門家会議及び技術会議では、自然由来を考慮した上で、自然由来の対策をせずとも、市場用地としての安全・安心を確保する対策を提言していただいております。自然由来につきましては、技術会議の提言に沿って、埋め戻しに当たっての調査は行いません。

なお、自然由来が残ることとなりますが、豊洲新市場の土壤汚染対策は、二重、三重の封じ込めでございまして、土壤汚染の摂取経路を完全に遮断することから、安全性に全く問題はございません。

24. 3. 14 平成 24 年予算特別委員会速記録 総括質疑

○田の上委員 土壤汚染対策工事に当たっては、新たに不透水層の上端を確認するという調査は行わないということでございました。

以前にも申し上げましたが、六街区の絞り込み調査でも、地層が五十センチ未満のところや、中には十センチというところもございました。また、同じく平成二十年の絞り込み調査で不透水層が確認できなかったという箇所が二カ所ありました。これは先ほど、砒素で土壤溶出量や含有量が高いという、私が示しました五街区のエリアの近くなります。確認をせずに進めていくことに懸念を示すものです。

どんな方法で汚染対策をするにせよ、残った汚染を封じ込めるから大丈夫というのが今までの市場のスタンスでした。

意見が食い違うかとは思いますが、AP二メートルより下の部分において汚染が発覚しているところは掘削されますが、土壤汚染対策法は百平米に一カ所の調査であり、汚染をすべて見つけるということは困難です。また、概況調査で発覚しなかった汚染物質は深度方向に調査しないので、表層で見つかった物質しか処理プラントで処理されないということになります。

地下水や震災による液状化で汚染箇所が移動している可能性もあります。また、自然由来の砒素と鉛が残置されることは市場当局も認めているところです。

いずれにいたしましても、汚染は残り、それを前提として申し上げますが、この封じ込めにおいて懸念するのは大きく二つです。一つは液状化、もう一つは地下水の管理です。今回は、液状化について質問します。

国の地震調査委員会では、首都圏で境界型以外も含めて、マグニチュード七クラスの地震が今後三十年以内に起きる確率を七〇%と予測しており、また、東京大地震研究所の酒井准教授は、直近のデータを踏まえると、今後三十年間で九八%になると予測しています。

第十五回技術会議では、液状化対策をレベル一と発表しています。レベル二、レベル一とある中で、レベル一とはどの程度の地震の大きさを設定しているのでしょうか。

東日本大震災の東京湾沿岸部での揺れを想定した場合、耐えられるものなのか伺います。

○中西中央卸売市場長 土壤汚染対策工事の詳細設計におきましては、港湾の施設の技術上の基準・同解説に基づきまして、豊洲地区近傍の地震動に現地の土質データを加味した実態に合った設計を行っておりますことから、震災時における市場用地に必要な耐震性は十分確保できると考えております。

平成十九年に改訂されました港湾の施設の技術上の基準・同解説は、地震動の実態に合わせ、それまでの最大加速度、これはガルという単位を用いますが、これのみを使用する方式から、地盤特性等を考慮した地震動を設定する、より合理的な方式に改められました。

なお、レベル一の地震動は、施設の供用期間中に発生する確率が高い地震動であり、詳細設計においては、最大加速度に百四十四・六ガルという数値を使用しております。

また、液状化は地盤に地下水がある場合に起きる現象でございますが、豊洲新市場では、地下水位をAP二メートルに管理し、その上に液状化を生じない層を少なくとも四・五メートル確保することとしております。

さらに、液状化対策の工法につきましては、臨海副都心や浦安などにおきまして、東日本大震災においても効果が確認されました砂ぐい締め固め工法や格子状固化工法を採用しておりますため、同じような地震があったとしても問題はございません。

24.3.19 経済・港湾委員会速記録

○清水委員 次に、砒素汚染についてお伺いいたします。

猛毒の砒素などが各所にあることについて、食の安全・安心を確保するために、市場がとる対策というのはどういうものですか、お伺いいたします。

○加藤基盤整備担当部長 豊洲新市場予定地におけます土壌汚染対策は、専門家会議が自然由来の物質の存在についても考慮に入れ、科学的知見から提言したものであり、この対策を確実に実施することで、人が生涯この土地に住み続けても健康への影響がなく、生鮮食料品を取り扱う市場用地としての安全・安心を確保するものとなっております。

対策内容といたしましては、APプラス二メートルより深いところにつきましては、ガス工場の操業に由来する汚染土壌を掘削除去するとともに、汚染地下水についても環境基準以下に浄化してまいります。

また、ガス操業の地盤面から、深さ二メートルからAPプラス二メートルまでの土壌につきましては、すべてきれいな土で入れかえ、さらに、その上に二・五メートルのきれいな土による盛り土、アスファルト舗装などを行うことということで、これらの結果、敷地全域が四・五メートルのきれいな土で覆われることになります。

このように、汚染物質の除去に加え、土壌の入れかえや二・五メートルのきれいな土による盛り土、舗装などにより二重、三重の封じ込めを行うとともに、市場施設完成後につきましても、地下水位をAP二メートルまで下げることで、土壌や地下水からの汚染の摂取経路を完全に遮断してまいります。

さらに、地震時の液状化による砂の噴出を防ぐため、阪神・淡路大震災や東日本大震災などでも効果が確認されているサンドコンパクションパイル工法や格子状固化工法など、液状化対策を行っていくことによりまして、市場用地の安全・安心を万全なものとしていくことでございます。

24. 3. 26 平成 24 年予算特別委員会速記録 しめくくり総括質疑

○酒井委員 では、次に、築地市場の移転問題についてお伺いをいたします。

私たち都議会民主党は、築地市場の移転予定地の安全性が確認をされていないこと、また、関係者の合意も得られていないことから、築地市場の強引な移転に反対をしてきました。

既に現在、豊洲の土壤汚染対策工事が進んでいますが、私たちはこの工事の結果について大いに注目をいたしております。

市場は、今までさまざまな指摘に対し、汚染は除去するから大丈夫だと重ねてきました。十メートルメッシュに一カ所のコアサンプルで汚染を三次元的に把握することは不可能であり、それは専門家会議の平田先生もその代表性があるかどうかという点については認めているところであり、だからこそ地下水調査をしたと述べています。

東京都は、調査の限界を認め、汚染が残置されることを前提とした対策であることをしっかりと示すべきと考えます。

砒素や鉛のような有害物質が自然由来かそうでないかという判断において指摘をしてきましたが、一律自然由来としてしまうような簡単な話ではありません。毒性の強い有害物質や重金属であるということを重大に受けとめ、慎重な対応をとるべきだと考えます。

そこで、今回都は、不透水層内の砒素や鉛といった有害物質も一律自然由来としておりますけれども、これらを残置して市場用地の安全性をどのように確保していくのか、お伺いをいたします。

○中西中央卸売市場長 今回の底面管理調査は、調査対象の約四分の一で実施しており、検出した不透水層内の砒素や鉛は、全量分析による含有量などのデータが環境省から出された通知に示された自然由来に関する判定基準に適合いたしますとともに、専門家の見解も得た上で自然由来と判断したものでございます。具体的なその見解については、ホームページ等で公表してまいります。

今後、残る四分の三の底面管理調査を行います。その結果、自然由来と考えられない場合があれば、深度方向の調査を継続いたしまして掘削除去を行います。

市場用地については、操業に由来する汚染物質は確実に除去し、自然由来は土壌の入れかえや盛り土など、二重、三重の封じ込めを行います。

さらに、液状化対策を施し、施設完成後も地下水を管理していくなど、安全・安心に万全を期してまいります。

24.11.8 経済・港湾委員会速記録

○木内委員 新市場の予定地、豊洲、ここはかつての産業を支えるまち、こういう都市構造の中での位置づけでありました。今、水辺ならではの潤いと都心から至近距離にあるというこの上ない立地条件が相まって、住宅や商業施設でにぎわうまちに大きく変貌しました。ご案内と思いますけれども、港区に白金という高級住宅街があって、ここのお屋敷や高級マンションに住んでいる若い世代の女性や主婦のことをシロガネーゼとメディアではいっているのですが、最近、この豊洲に住んでいる同じ年代の女性の人たちのことを、キャナリーゼというんです。キャナルっていうのは、運河という意味でありまして、これとキャナリーゼを造語したのだと思います。そういうまちに実はなっていて、人々は今、豊洲というまちを好意的かつ肯定的に評価する、こういう声が高まっているわけであります。

申し上げたように、豊洲といえば、かつては造船所や工場のまちと、こういわれました。昔のそのまちの姿を知る者の一人として、隔世の感を深くしますし、こうした時代の変化というものは、まことに感慨深いと思うのです。

一方で、豊洲新市場の予定地というのは、ご存じのように、土壤汚染の問題を抱えています。食の安全・安心を支える卸売市場をこの地に整備する以上、土壤汚染対策に万全を尽くすのは、まず当然であります。

この問題については、今もこの委員会での議論がありましたけれども、これまではややもすると土壤汚染をどうするかということに議論が集中してきている。しかし、私は、そうした視点からだけではなく、豊洲というまちそのものという切り口から、海外の実例も踏まえて考えていきたいし、希望と夢に満ちた発想というのも豊洲においてはすべきであるというふうにまず思いまして、きょうは質疑を開始したいと思います。

欧米では、豊洲のように土壤汚染によって貴重な土地の開発が滞って、その価値が減少するという問題が早くから顕在化してきたのです。いわゆるブラウンフィールド、こう名づけられる土地でありますけれども、こうしたところについて申し上げた、単なる対症療法的な議論、考え方をやりとりするのではなくて、土壤汚染対策を施した上で、あえて新しいコンセプトというものを打ち出して、逆に、新しいまちづくりの起爆剤にしていって、こうしたことが必要だし、海外にもこういう事例があるのであります。

本委員会の理事であります伊藤こういち議員も、この前、ロンドン・オリンピック・パラリンピック、ほかにも行った方、おられると思いますけれども、現場に行って、見聞してきたことをつぶさに私も聞いたわけでありまして、例えばこのロンドン・オリンピック・パラリンピックのスタジアムがあるオリンピックパーク、こういうところがロンドンにあります。かつて鉄道の関連施設が林立しまして、このために土壤汚染によって半ば見捨てられた土地でありましたこの場所は、オリンピック会場に姿を変えて、さらに将来は、IT、都市公園、住宅など多様な顔を持つエリアに生まれ変わる、こういうふうに聞いています。ちょうど豊洲の歴史的経過と似ている点があるので今言及をしたわけであります。

さて、豊洲というまちにおいて、どんなまちを目指すにせよ、汚染対策工事がしっかりとなされていることがまず大前提になります。ここで改めて、土壤汚染対策工事は、市場用地の安全・安心の確保を目指して実施すべきであると思います。このことはこれまでも主張してきたところでありますけれども、その具体的内容について、まずご報告を願います。

○加藤基盤整備担当部長 豊洲新市場用地におけます土壤汚染対策は、我が国を代表する学識経験者により構成される専門家会議や技術会議が、自然由来の物質の存在についても考慮に入れ、科学的知見から提言したもので、都がこの対策を確実に実施することによりまして、人が生涯この土地に住み続

けても健康への影響がなく、生鮮食料品を取り扱う市場用地としての安全・安心を確保するものとなっております。

その具体的内容につきましては、まず、街区周縁部に遮水壁を設置することで、市場用地と周辺地域との地下水の移動を遮断いたします。

次に、ガス工場操業地盤面、おおむねAP四メートルから深さ二メートルの、AP二メートルまでの土壌につきましては、操業由来、自然由来の汚染の有無にかかわらず、すべてきれいな土で入れかえ、APプラス二メートルより下の操業由来の汚染土壌はすべて掘削除去いたします。その後、二・五メートルのきれいな土による盛り土とアスファルト舗装等を行うことにより、敷地全体を四・五メートルのきれいな土で覆うものでございます。

さらに、地震時の液状化による砂の噴き出しを防ぐため、阪神・淡路大震災や東日本大震災でも効果が確認されております液状化対策工事を行ってまいります。

市場の開場後におきましても、地下水の水位と水質を監視していくなど、総合的で万全な対策でございます。

25.3.12 平成25年予算特別委員会速記録 総括質疑

○大塚委員 さて、東京都は先ほどの答弁で、工事延伸の理由として、一月八日の報道発表資料になかった改正土壤汚染対策法の適用による土壤の移動制限を挙げていましたが、まず基本的なことで、改正土壤汚染対策法の指定区域の指定と解除について確認をいたします。

指定区域の指定については、東京都は平成二十三年十一月二十八日と二十九日に計三回、土対法に基づく指定区域の指定を告示していますが、このうち二回は汚染が検出されていない区画の指定です。

一方、指定区域の解除については、私たちは、昨年の予算特別委員会でも、汚染調査の限界を認め、汚染が残置されることを前提とした対策を求めてきましたが、対策工事が終わり、二年間のモニタリングが終了した時点でも、豊洲地区内には指定区域が解除されずに残るものがあると考えます。

そこで、指定区域の指定や解除の考え方について、それぞれ見解をお伺いします。

○塚本中央卸売市場長 豊洲新市場用地では、お話のように、調査により汚染が確認された区画及び盛り土の仮置きや仮設土壤処理プラント設置など、対策工事に必要な範囲で、汚染のない区画についても指定を受けております。

この指定区域のうち、自然由来の物質がある区画については、対策工事終了後も指定が残りますが、ガス工場の操業由来による指定区域については、汚染土壤をすべて掘削除去して無害化することから、二年間のモニタリングを実施した上で指定を解除いたします。

なお、自然由来の物質は、同様の地層がある土地にも含まれ得るものであり、実態としてそのような土地と変わりはありませんが、豊洲新市場用地における都の土壤汚染対策は、ガス工場操業地盤面から下二メートルの土壤を、汚染の有無にかかわらずすべてきれいな土と入れかえることに加え、さらに二・五メートルをきれいな土で盛り土するなど、自然由来についても法の求める対策を上回る二重三重の封じ込めを行うこととしております。

したがって、指定区域が残ったとしても、市場用地としての安全性には全く問題ございません。

25.3.25 平成25年予算特別委員会速記録 しめくくり総括質疑

○増子委員 ぜひしっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、地下水の管理についてですが、二十五年度予算案では、地下水管理施設整備工事関連として一億四千百七十五万円が計上されていますが、地下水管理では、毛細管現象による地下水の上昇を防ぐためには、碎石層の厚さを調整することも必要であると述べ、六街区では必要な対策が行われてきました。

そこで、昨年の答弁の確認ですが、五街区、七街区についても沈下が起きていないのかを確認し、沈下が確認されたのであれば、六街区と同様、必要に応じて碎石層の厚さなどを調整するなど対策を検討すべきだと考えます。いつごろ沈下の有無を確認するのも含めて見解を伺います。

○塚本中央卸売市場長 地下水管理では、毛細管現象による地下水の上昇を防ぐため、厚さ五十センチメートルの碎石層を設けることとしております。五街区及び七街区におきましては、対策工事の進捗を踏まえ、昨年十月から盛り土にくいを設置し、その高さを継続的に計測することで地盤の状況を確認していますが、二月末時点において、地盤に沈下の傾向は見られておりません。

こうしたことから、七街区では、既に沈下が完了しているものと判断し、従来どおり、碎石層の高さをAP二・五メートル以上、層の厚さを五十センチメートルを確保していくこととしております。

五街区につきましては、道路計画高を考慮して、盛り土の高さをAP六・五メートルからAP八・〇メートルに高くしましたことから、将来の沈下の影響を考えまして、碎石層の上端がAP二・五メートルとなるように、碎石層を五十センチメートルから最大九十センチメートルの厚さで施工してまいります。

25. 10. 24 経済・港湾委員会速記録

○かち委員 四千カ所をはかったというけれども、四千カ所を全部、不透水層まではかったものではないということなんですよね。都の対応は科学的見地とは相入れない、かたくなな対応をしています。食の安全・安心を確保する上で極めて安易な工事の進め方だといわざるを得ません。

土壤汚染対策法で規定されている形質変更時要届け出区域の指定の解除を受けるためには、二年間の地下水モニタリングを行って、汚染がないことを確認することが必要になるにもかかわらず、その結果が出る以前に、都は新市場建設工事の着工をしようとしている、食の安全・安心が最大限保障されなければならないのに、これは問題ではないでしょうか。

○加藤基盤整備担当部長 今のご質問にお答えしますが、都の土壤汚染対策は専門家会議あるいは技術会議の提言に基づくものでございまして、ガス工場操業地盤面、おおむねAPプラス四メートルからAPプラス二メートルまでの土壤につきましては、汚染の有無にかかわらず、全てきれいな土と入れかえてございます。

それから、APプラス二メートルから下につきましては、操業に由来する汚染の土壤を掘削除去し、地下水についても環境基準以下に浄化するものでございます。

さらに、APプラス四メートルから、上のAPプラス六・五メートルまでにつきましてはきれいな盛り土を行ったり、さらに液状化対策、あるいは開場後の地下水の水位をAPプラス二メートルで管理する総合的な対策でございます。

都としては、こうした土壤汚染対策のうち、土壤及び地下水におけるガス工場の操業に由来する汚染の対策が完了したことにつきまして、客観的なデータをもとに技術会議において確認した後に、施設建設のくい打ち工事等に着手するとしており、何ら問題はないと考えてございます。

25. 11. 27 経済・港湾委員会速記録

○かち委員 平田座長は、これは不透水層とはいえないといっているといっているのではなくて、不透水層とその後いなくなったということをいったわけです。

もともと、都は二〇〇六年、地盤解析調査により液状化範囲を検証しましたが、結果的に、今回の土壌汚染対策工事で液状化対策をする範囲は、そこで想定したよりも浅くしています。

東日本大震災の地震による液状化、噴砂を受けても、実際に起きた液状化の範囲を調査もせず、その狭めた対策範囲で問題ないとしたんです。その科学的根拠については明らかにされていません。

港湾施設の液状化対策指針という、いわゆるふ頭岸壁などの対策指針は、これまでのような地震動の大きさだけではなくて、地震動の時間の長さまで考慮することになりました。そのために判定範囲が広がることになりました。

液状化の想定範囲は科学的知見に基づいて行われなければなりません。ましてや、市場は食料生鮮品を扱う建築物であり、建物だけが倒れなければよいというものではないからです。

東日本大震災の発生を受けて、防災会議でも液状化の被害想定を見直しています。豊洲新市場予定地の液状化対策の見直しを行うべきと思いますが、いかがでしょうか。

○加藤基盤整備担当部長 豊洲新市場では、市場用地としての安全性の確保に万全を期すため、通常は対策を行うことのない建物以外の敷地におきましても、護岸と同じレベルの地震を想定した液状化対策を行うこととしております。

液状化対策として採用いたしました砂ぐい締め固め工法や格子状固化工法などにつきましては、阪神・淡路大震災や東日本大震災においても効果が確認されている工法でございます。さらに、豊洲新市場用地におきましては、地下水位をAPプラス二メートル以下に管理し、その上に、液状化が生じない層を少なくとも四・五メートル確保することとしてございます。

こうしたことから、液状化対策につきまして再検討する考えはございません。

○かち委員 臨海副都心地域に移転した東京都の産業技術研究センターの場合は、約一・三ヘクタールの敷地面積に対して、既存のボーリング調査地点が六本、追加で九本、計十五本行っています。それでも液状化が起きて、開設時期が半年ほどおくれました。

豊洲新市場の場合は、先ほどの答弁のように、既存の八本のボーリング調査しか行っていません。水道局、建設局が行った百本を超えるボーリング調査は、いずれも敷地外のものですから、敷地内の液状化対策に有効であるとは思えません。八本の調査も建物の敷地内から外れている。これでは有効な液状化対策とはいえないのではないのでしょうか。

都のやり方は病気があることがわかっている患者さんを、外部から触診程度で病名を診断したようなものです。セカンドオピニオンでは別名の診断も出ていますが、あくまでも自分たちの診断に固執し続けます。これでは科学的、客観的対策とはいえません。このようなやり方を改めるべきです。

そんな中で、都は施設建設のくい打ち工事を今年度内に着工予定で入札を行いましたが、結局、入札不調で工事着工はおくれることになったわけです。

地下水のモニタリング調査で二年間、問題ないことを確認された後に形質変更時要届け出区域のレッ

テルが外れることになりますが、しかし、都はそれ以前に工事を着工しようとしています。

二年間、モニタリングが終わるまで建築工事に着工すべきではありませんが、いかがですか。

○志村新市場整備部長 東京都の土壤汚染対策は、専門家会議、技術会議の提言に基づくものでございまして、ガス工場操業地盤面、おおむねAPプラス四メートルからAPプラス二メートルまでの土壤につきましては、汚染の有無にかかわらず全てきれいな土と入れかえまして、APプラス二メートルから下の操業由来の汚染土壌は掘削除去をし、地下水についても環境基準以下に浄化するものでございます。

さらに、APプラス四メートルからAPプラス六・五メートルまでの盛り土や液状化対策、開場後の地下水の水位をAPプラス二メートルで管理する総合的な対策となっております。

東京都としては、こうした土壤汚染対策のうち、土壤及び地下水におけるガス工場の操業に由来する汚染の対策が完了したことにつきまして、客観的データをもとに技術会議において確認した後、施設建設のくい打ち工事に着手することとしてございます。

さらに、施設建設の工事につきましても、土壤汚染対策法に規定される各種手続を遵守しながら実施するものでございまして、何ら問題はないと考えてございます。

26.3.7 経済・港湾委員会速記録

○栗林委員 私の方からは、二点確認をさせていただきたいと思います。

豊洲新市場の整備については、先月の十四日、前回不調となった青果棟など主要三施設の工事が無事契約に至り、二十八日には起工式がとり行われました。私も起工式に出席をさせていただきましたが、晴れ渡る青空のもと、春を感じるような、本当に天候にも恵まれて、本当によかったなと思っております。着工にまでこぎつけたことで、新市場整備の新たな段階に入ったと思いますー入りました。

いよいよ新市場整備が具体的に動き出したわけでありますけれども、こうした施設の建設工事着工の前提になるのは、何よりも市場用地の安全・安心でございます。そのためには、土壌汚染対策工事は確実に実施されなければならないと思います。

今回の補正予算にある土壌汚染対策も含めて、技術会議等の提言に沿って実施されているのでありますが、そこで、都が行う土壌汚染対策とはどのようなものなのか、改めて具体的な内容について伺います。

○加藤基盤整備担当部長 豊洲新市場用地における土壌汚染対策は、我が国を代表する学識経験者により構成される専門家会議や技術会議が、自然由来の物質の存在についても考慮に入れ、科学的知見から提言したものであり、都がこの対策を確実に実施することで、人が生涯この土地に住み続けても健康への影響がなく、生鮮食料品を取り扱う市場用地としての安全・安心を確保するものとなっております。

その具体的内容につきましては、まず、各街区周縁に遮水壁を設置することで、市場用地と周辺地域との地下水の移動を遮断いたします。

次に、ガス工場操業地盤面でございますAPプラス四メートルからAPプラス二メートルまでの土壌につきまして、汚染の有無にかかわらず、きれいな土に全て入れかえます。APプラス二メートルより下の操業由来の汚染土壌は、全て掘削除去いたします。その後、二・五メートルのきれいな土による盛り土とアスファルト舗装等を行うことにより、敷地全体を四・五メートルのきれいな土などで覆います。

また、地震時の液状化を防ぐため、阪神・淡路大震災や東日本大震災でも効果が確認されている液状化対策工事も行います。

さらに、市場の開場後におきましても、地下水の水位、水質を監視していくなど、総合的な対策でございます。

26.3.17 経済・港湾委員会速記録

○尾崎委員 市場会計の保有資産は、企業債が同額程度あるので相殺されます。国庫交付金は、建設費総額の一割程度が見積もられていました。当てにできる財源は、跡地の売却収入です。

築地市場跡地の売却といいますが、現在の路線価を見ると、築地通りが一平米当たり百二十八万円、場外市場の市場寄りの通りが八十五万から六十二万円です。土地の売却価格によっては、財源を捻出できないリスクもあり得ることになります。

二〇一六年度までに開場ありきは、建設費の増大を招くことになります。都民の財産を湯水のように使っていますが、使い勝手はどうでしょうか。

二月二十一日に開催された新市場建設協議会では、安全宣言の問題、業界関係者からは、幹線道路によって市場機能が分割されて物流効果が悪いということなど、具体的に指摘されていると聞いています。

業界は、食の安全・安心の確保は豊洲新市場開設の大前提としてきました。国の審議会でも、土壤汚染対策工事について認可基準に合致することにならないのであれば、整備計画の対象から外れることを明確にすべきだといわれています。

都は、第十六回、十七回の技術会議の土壤汚染対策の完了の確認をもって、既に建築工事に着工しています。都としては、何を担保に業界が求める安全宣言を行うのですか。

○加藤基盤整備担当部長 豊洲新市場用地におけます土壤汚染対策工事は、専門家会議や技術会議の提言に基づくものでございまして、ガス工場操業地盤面であるAPプラス四メートルからAPプラス二メートルまでの土壌につきましては、汚染の有無にかかわらず、きれいな土で全て入れかえ、APプラス二メートルより下の操業由来の汚染土壌は掘削除去し、汚染地下水は浄化するとともに、液状化対策や盛り土を実施するものでございます。

そして、建設工事に当たりましては、ガス工場の操業に由来する汚染対策が確実に完了したことについて客観的なデータを示して、学識経験者により構成された技術会議において確認したものでございます。

具体的には、汚染土壌の掘削除去につきましては、掘削深度及び掘削底面がわかる工事写真、汚染地下水の浄化につきましては、対策完了時の地下水の水質が基準以下であることを示す分析結果、さらには対策が終了した後、一定の期間を置いて行いました大気、地下水、土壌の調査結果が全て基準以下であったことを示すデータなどにより確認いたしました。

こうした技術会議における汚染処理完了の確認を経た上で建設工事に着手したところでございます。

さらに、液状化対策や盛り土などを含めた土壤汚染対策工事全体につきましては、全街区が完了したことを来年度の技術会議で確認することとしてございます。

26.9.11 経済・港湾委員会速記録

○かち委員 都の土木材料仕様書では、その品質について、化学物質についての規定はありません。しかも、現実には各地でアスベストや鉄鋼スラグの混入が問題になっているわけですから、そのチェック体制がなくては安全性を担保することはできないということを申し上げておきます。

二年間のモニタリングによって浄化を確認した上でも、基準値の十倍以下ではあるが基準値を超える発がん性物質のヒ素は、自然由来のものとして浄化せず、封じ込めているわけですから、形質変更時要届け出区域という区域指定は解除することができないということを改めて確認しますが、どうですか。

○若林基盤整備担当部長 過去に答弁してきましたように、豊洲新市場用地におきましては、自然由来の物質が存在することから、対策工事終了後も、形質変更時要届け出区域が残ることとなります。

なお、豊洲新市場用地における都の土壤汚染対策は、ガス工場操業地盤面から下二メートルの土壤を汚染の有無にかかわらず、全てきれいな土と入れかえることに加え、さらに二・五メートルをきれいな土で盛り土するなど、自然由来についても法の求める対策を上回る二重、三重の封じ込めを行うこととしております。

26. 10. 22 平成二十五年度公営企業会計決算特別委員会第一分科会速記録

○鈴木委員 さきに申し上げましたとおり、東京における生鮮食料品の流通は、十一の中央卸売市場と民間の地方卸売市場とが、その役割を補完し合うことで成り立っています。

都が開設者である中央卸売市場はもとより、地方卸売市場についてもその重要性を認識し、補助金等によりしっかりと支援して、都民の期待に応える体制づくりを図る必要があります。これからも首都圏の生鮮食料品の流通確保にしっかりと取り組んでもらいたいと思います。

さて、都内の中央卸売市場であって、多様な顧客のニーズに対応できる新たな施設の設置等により国際的にも通用する市場として整備する豊洲新市場について伺います。

これまで我が都議会自由民主党は、現在の築地市場の現状を鑑み、早急に新たな市場を整備することが必要であるとの認識のもと、豊洲新市場の整備を推進してきました。

新たな市場には、これまで以上に温度管理など品質管理ができることは当然のこととして、生鮮食料品を扱う市場として食の安全・安心を確保するため、まずは新市場用地の土壤汚染対策を十分にすることが不可欠であると認識しております。

そこで、都がこれまで行ってきた土壤汚染対策の取り組みについて、改めて伺います。

○若林基盤整備担当部長 都では、豊洲新市場用地の安全・安心を確保するための対策の策定、対策実現のための具体的な技術、工法について検討する目的から、学識経験者による専門家会議及び技術会議といった二つの会議体を設置し、これまで、その会議体の提言に基づく対策を実施してまいりました。

具体的には、街区周縁部に遮水壁を設置し、周辺地域との地下水の移動を遮断した後、ガス工場操業地盤面から深さ約二メートルのAPプラス二メートルまでの土壌について、汚染の有無にかかわらず、全てきれいな土に入れかえる、また、APプラス二メートルより下については、操業由来の汚染土壌を全て掘削除去し、地下水についても環境基準以下に浄化するものでございます。

都では、こうした土壤汚染対策について、土壌及び地下水におけるガス工場の操業に由来する汚染対策が完了したことを、客観的データに基づき、技術会議において確認してまいりました。

○中村委員 決算上は大幅に執行率が低くはなっていますが、繰り越した分を入れると高い執行率とのことです。とはいえ、時期がずれ込んだことは事実ですし、当初計画よりも大幅に事業費が膨らんだことで、会計としては厳しくなります。引き続き行われている事業については、その見積もりを適切に行っていただきたいと思います。

また、昨年度は、五街区と七街区の土壤汚染工事が完了し、建設工事が始まった年度でもありました。改めて、どういうプロセスで五街区と七街区の土壤汚染工事が完了したか伺います。あわせて、地下水のモニタリングの方法がずっと決まっていらないのですが、そろそろ決まってもいいんじゃないかと思いますが、方針を伺います。

○若林基盤整備担当部長 土壤汚染対策のプロセスにつきましては、豊洲新市場用地の安全・安心を確保するため、学識経験者による専門家会議及び技術会議といった二つの会議体を設置し、これまで、その会議体の提言に基づく対策を実施してまいりました。

具体的には、街区周縁部に遮水壁を設置し、周辺地域との地下水の移動を遮断した後、ガス工場操業地盤面から深さ約二メートルのAPプラス二メートルまでの土壌について、汚染の有無にかかわらず全てきれいな土に入れかえる、また、APプラス二メートルより下については、操業由来の汚染土壌を全て掘削除去し、地下水についても環境基準以下に浄化するものでございます。

都では、こうした土壌汚染対策について、土壌及び地下水におけるガス工場の操業に由来する汚染対策が完了したことを、客観的データに基づき、技術会議においてこれまで確認してまいりました。

土壌汚染対策法の地下水モニタリングにつきましては、土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドラインに基づき、建築施設の配置等を勘案しながら、地下水を採取する観測井を設置し、モニタリングを実施してまいります。

○かち委員 ここで出た汚染物質については、調べていないということなんですね。

締め固めをしたとしても、コンクリートで固めたわけではありません。大雨が降れば地下にも浸透するでしょう。しかも工事中です。

しかし、現状では、地下水位の状況を把握する仕組みはできていないわけです。

地下水と雨水が混合したかどうかについても調査をしていないわけですから、混合していないことを示すことはできない。汚染物質についての調査分析はやっていない。市場予定地だからこそ、安全確認は念には念を入れて行うことが求められているんです。

ここは、環境基準、四万三千倍のベンゼン、一千倍のシアンが検出された場所です。十メートルメッシュで区切った四千カ所のうち、地下方向に汚染を調査した箇所は、シアンは一千カ所、ベンゼンは六百カ所程度に過ぎません。不透水層までくい打ち工事を行っており、地下水と雨水が混合することは想定できるものでございます。にもかかわらず、吸い上げたものは雨水と決めつけ、水分分析は有害物質についても調査をしていないというのは、都民は納得できないものです。

形質変更時要届け出区域の指定解除のために、土壤汚染対策法に基づく二年間のモニタリングを実施する必要があります。

二〇一六年の三月末の竣工時には、区域指定の解除ができませんが、どのように認識しているのでしょうか。

○若林基盤整備担当部長 都では、豊洲新市場用地の安全・安心を確保するための対策の策定、対策実現のための具体的な技術、工法について検討する目的から、学識経験者による専門家会議及び技術会議といった二つの会議体を設置し、これまで、その会議体の提言に基づく対策を実施してまいりました。

具体的には、街区周縁部に遮水壁を設置し、周辺地域との地下水の移動を遮断した後、ガス工場操業地盤面から深さ約二メートルの、APプラス二メートルまでの土壌について、汚染の有無にかかわらず、全てきれいな土に入れかえる。

また、APプラス二メートルより下については、操業由来の汚染土壌を全て掘削除去し、地下水についても環境基準以下に浄化するもので、操業に由来する汚染物質は、確実に除去できたと考えております。

なお、土壤汚染対策法では、自然由来の物質が存在する場合、形質変更時要届け出区域が残ることとされており、豊洲新市場用地においても同様であります。

したがって、豊洲新市場用地における二年間モニタリングは、形質変更時要届け出区域台帳から操業由来の汚染物質を削除するといった、記載事項を変更するための手続に必要な措置として実施するものと認識しております。

○かち委員 今回の大雨のような状況になったときに、地下水の状況把握もできていない、除去していないという状況です。

ヒ素については、自然由来ということで、測定も本当に不十分な中で、形質変更時要届け出区域は将来にわたって外すことはできない。そういうことを承知の上で、食の安全が求められる市場という施設を、この地に開設しようとしている都の責任は重大です。

卸売市場の許認可を持つ農水省は、環境省との間で、形質変更時要届け出区域内で、区域指定を受けたまま土地を利用することは可能ですが、今回の豊洲のようなケースについては、生鮮食料品を取り扱

う卸売市場用地の場合は想定していない。(資料を示す)これ、農水省のつくった資料の中に想定できないというふうに書いてあるわけです。これは農水省自身がつくった文書です。

こういうやり方で市場建設を進めることは許されないということを指摘し、私の質問を終わります。

○若林基盤整備担当部長 豊洲新市場用地については、先ほども答弁しましたように、自然由来の物質が存在することから、形質変更時要届け出区域は残ることになります。

しかしながら、豊洲新市場用地における都の土壤汚染対策は、ガス工場操業地盤面から下二メートルの土壤を、汚染の有無にかかわらず全てきれいな土と入れかえることに加え、さらに二・五メートルをきれいな土で盛り土するなど、自然由来についても、法の定める対策を上回る二重、三重の封じ込めを行うものでございます。

したがって、指定区域が残ることをもって、市場用地の安全性について、先ほどいわれましたけれども、問題あるとは考えておりません。

26. 12. 22 経済・港湾委員会速記録

○三宅(正)委員 豊洲新市場の整備について何点か伺いたいと思います。

これまで我が党は、現在の築地市場の現状に鑑み、早急に新たな市場を整備することが必要であるという認識のもと、豊洲新市場の整備を推進してきました。

新たに整備する新市場には、首都圏の基幹市場としての期待も大きく、築地市場のよき伝統を継承しつつ、効率的な物流や高度な品質、衛生管理、自然エネルギーの活用など、最先端の機能などを取り入れながら、先駆的な市場としての整備が求められていると思います。

こうした最先端の新市場整備は、都民のみならず首都圏で生活する人々の大事な食を支えるためには不可欠であり、一日も早い完成を待ち望んでいるところです。

しかし、この土地にはかつてガス工場があり、土壌が汚染されていたという事実があります。そのため、生鮮食料品を取り扱う市場として、食の安全・安心を確保するため、まずは土壌汚染対策を実施し、都民を初めとする消費者の皆さんや市場関係者の皆さんの、この土地に対する懸念を確実に取り除くことが重要であると強く訴えてまいりました。

こうした我が党の要請に応え、都では土壌汚染対策を確実に進めていくため、学識経験者による専門家会議及び技術会議を設置し、そこで提言された対策を着実に進め、技術会議において段階的に対策の完了の確認を受けてきたと認識しているところです。

十九日の委員会では、先月末に開催された技術会議において、平成二十三年度から実施してきた土壌汚染対策工事が全て完了したことを確認したとの報告を受けました。

そこで、先月末に開催された技術会議で確認された内容はどのようなものか、まずは具体的にお伺いします。

○若林基盤整備担当部長 専門家会議及び技術会議の提言を受けて実施してまいりました土壌汚染対策工事は、ガス工場操業地盤面から下二メートルまでの土壌を敷地全域にわたり、汚染の有無にかかわらず全てきれいな土と入れかえ、その上にきれいな土で二・五メートル盛り土をする。APプラス二・〇より下については、操業由来の汚染土壌を全て掘削除去し、地下水は環境基準以下に浄化するなど、法の求める措置を上回る二重、三重の対策であり、さらに、遮水壁の設置や液状化対策など、個々の対策を組み合わせた総合的な対策でございます。

こうした対策工事が完了したことについて、技術会議では、汚染土壌の掘削状況がわかる工事写真や、汚染地下水の対策完了時に水質が基準以下になったことを示す分析結果、さらには、一定の時間を置いて行った大気、地下水、土壌の調査が全て基準以下であったことを示す測定結果など、客観的なデータに基づき確認しております。

先月二十七日に開催しました第十八回の技術会議では、土壌汚染対策工事の完了とあわせて液状化対策や盛り土の完了、地下水管理システムの概要など、提言に基づく全ての土壌汚染対策について確認をしていただきました。

○加藤委員 私からも、豊洲新市場予定地における土壌汚染対策工事の完了について、若干質問をさせていただきます。

築地市場は開場から八十年近くが経過しており、老朽化も著しく、品質管理や衛生面などからも時代のニーズにマッチしがたい状況となっています。

このため都では、産地や顧客、消費者のニーズに的確に応えられる新たな基幹市場として、豊洲新市場の整備を行うこととしましたが、整備に当たって、ガス工場操業に由来する汚染の除去、浄化が最も重要な課題でありました。

そのため、都としては平成二十三年八月から三年を超える長期間にわたり、これまでに類を見ない万全な対策を進めてきたところであると認識していますが、改めて土壌汚染対策の理念とその内容について伺います。

○若林基盤整備担当部長 豊洲新市場用地における土壌汚染対策は、我が国を代表する学識経験者により、科学的知見から、人が生涯この土地に住み続けても健康への影響がなく、生鮮食料品を取り扱う市場用地としての安全・安心を十分確保するものとして提言を受けた万全な対策でございます。

具体的には、ガス工場操業地盤面から下二メートルについては、汚染の有無にかかわらず敷地全体を全てきれいな土に入れかえ、さらに、その上に二・五メートルのきれいな土による盛り土を行うことで、合わせて四・五メートルのきれいな土で覆う。また、ガス工場操業由来の汚染土壌につきましては全て掘削除去するとともに、汚染地下水については全て環境基準以下に浄化する。さらに、地震時に備え液状化対策も行うなど、総合的な対策工事を実施してまいりました。

先月二十七日に開催した第十八回技術会議において、こうした対策工事が全街区において完了したことを確認していただいたことにより、都としては、豊洲新市場用地としての安全性が確認できたものと認識しております。

○から委員 私からも、豊洲新市場用地における土壌汚染対策工事の完了についてと新市場開場時期の決定についての報告に関して、何点か質問いたします。

十一月二十七日に、技術会議において豊洲新市場用地における土壌汚染対策工事の完了についての報告がありました。

ここで、都として安全性が確認できたものとの認識とありますが、この技術会議で安全性を確認したという結論が出されたのかどうかをお聞きます。

○若林基盤整備担当部長 都では、豊洲新市場用地の安全・安心を確保するための対策の策定、対策実現のための具体的な技術、工法について検討する目的から、学識経験者による専門家会議及び技術会議を設置し、その提言に基づく対策を実施してまいりました。

当該用地における土壌汚染対策は、ガス工場操業地盤面から下二メートルまでの土壌は汚染の有無にかかわらず全て入れかえ、その上に二・五メートルの盛り土をすることに加え、操業に由来する汚染土壌を全て掘削除去し、汚染地下水は環境基準以下に浄化するなど、法の求める措置を上回る二重、三重の対策を実施してきたものでございます。

こうした対策工事が完了したことについて、客観的なデータに基づき、先月二十七日の技術会議において確認を受けたものでございます。

具体的には、汚染土壌が所定の深さまで確実に除去されたことを示す測量記録及び工事写真、除去さ

れた土壌が適切に搬出されたことを示す運搬記録などに加え、汚染地下水の対策完了時に実施した水質分析結果が環境基準以下にあったこと、さらには対策完了後、一定の期間を置いて対策効果を確認するため、専門家会議で実施した詳細調査で汚染濃度が高かった地点などで実施した大気、地下水、土壌の調査結果が全て法令等で定められた基準以下であったことなどについて確認を受けたものでございます。

専門家会議及び技術会議の提言に基づく対策工事が完了したことを受けまして、都としては、豊洲新市場用地の安全性が確認できたものと認識してございます。

○かち委員 私も土壌汚染対策法や施行規則等、ガイドラインも見ました。それを見れば必ず、工事完了後二年間のモニタリングで継続的に異常がないことを確認して浄化の完了といえると、どこにでも書いてあるんですよ。それを無視して、都は、安全を確認できたというのはおかしいんじゃないですか。

対策工事完了後、形質変更時要届け出区域という区域指定は解除されませんよね。土壌汚染対策法による形質変更時要届け出区域の指定が解除されないのはなぜでしょうか。

○若林基盤整備担当部長 土壌汚染対策法では、自然由来の物質が存在する場合、形質変更時要届け出区域が残ることになり、この豊洲新市場用地においても同様でございます。

土壌汚染対策法の形質変更時要届け出区域とは、土壌汚染の摂取経路がなく健康被害の生じるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域とされており、土地の形質変更の際に、あらかじめその計画を届け出れば足りるというものでございます。

一方都では、豊洲新市場用地の安全・安心を確保するための対策の策定、対策実現のための具体的な技術、工法について検討する目的から、学識経験者による専門家会議及び技術会議を設置し、その提言に基づく対策を実施してまいりました。

当該用地における土壌汚染対策は、ガス工場操業地盤面から下二メートルまでの土壌は汚染の有無にかかわらず全て入れかえ、その上に二・五メートルの盛り土をすることに加え、操業に由来する汚染土壌を全て掘削除去し、汚染地下水は環境基準以下に浄化するなど、繰り返しになりますけれども、法の求める措置を上回る二重、三重の対策を実施したものでございます。

こうした万全な対策をとっていることから、形質変更時要届け出区域が残ることをもって、市場用地の安定性に問題があるとは考えておりません。

○かち委員 今のご答弁の中にあった自然由来の物質というのはヒ素のことですね。当該地の調査によって、一部の基準値を超えたものについては対処されておりますけれども、自然由来だということで全域的な調査も対策もとっていない。だからこの区域指定は将来にわたって残るんだということです。

形質変更時要届け出区域は、摂取経路がなく健康被害の生じるおそれがないから、汚染の除去等は必要ない区域だといわれましたが、摂取経路とは何か。井戸を掘るとか地下水を飲むとかいう例示しかないわけですが、土壌汚染された土地に生鮮食料を扱う市場が設置されることは、そもそも想定されていないんです。土壌汚染対策法の考え方では説明できません。だから、都民の皆さんは何よりも安全・安心の確保を求めているんです。

形質変更時に、ただ届け出を出せば足りるものだという、いとも軽く認識されているいい方ですけども、

その区域から土壌を搬出する際は汚染土壌として扱い、汚染土壌処理施設への搬送が求められるものなんです。

改めてお聞きしますが、汚染対策工事が終了したことによって、浄化の完了も確認していないにもかかわらず、東京都は安全性が確認できたといっています。

都が安全性を確認できたとする科学的根拠、法的根拠をそれぞれお示してください。

○若林基盤整備担当部長 生鮮食料品を扱う市場用地としての安全・安心を十分確保する観点から、専門家会議において、敷地面積を十メートルメッシュに分割し、区画ごとに一地点の密度で土壌、地下水の詳細調査を実施し、平面方向の汚染状況を把握するとともに、詳細調査で一定の汚染物質が検出された箇所において、絞り込み調査などにより、深さ方向の汚染状況を確実に把握してまいりました。

これら調査に基づきまして、豊洲新市場用地においては、ガス工場操業地盤面から下二メートルまでの土壌は汚染の有無にかかわらず全て入れかえ、その上に二・五メートルの盛り土をすることに加え、操業に由来する汚染土壌を全て掘削し、汚染地下水は環境基準以下に浄化するなど、法の求める措置を上回る二重、三重の対策を実施したものでございます。

こうした対策工事が完了したことについて、客観的データに基づき、先月二十七日の技術会議において確認をしており、これを受け、都としては、新市場用地の安全性が確認できたものと認識しております。

一方、豊洲新市場用地は、土壌汚染の摂取経路がなく健康被害の生じるおそれがないため、先ほどから答弁していますとおり、形質変更時要届け出区域になっており、土地の形質変更の際にあらかじめその計画を届け出れば足りるというものでございます。

○かち委員 いろいろ述べられましたけれども、肝心な、安全が確認できたかどうかの科学的根拠、法的根拠についての答弁はありませんでした。

やったことをいろいろ述べられましたが、やっていないことの方が多いのではないのでしょうか。四千カ所を調査したうち、地下を掘り、詳細調査したのは猛毒のシアンでは約二五％にすぎず、残りは調査していません。ベンゼンについては一五％しか調査していないんです。

法を上回る対策だということを強調されますが、そもそも法律では、これだけの広大な土地で、基準値の何万倍ものベンゼンや何百倍ものシアンなどが検出されたガス工場跡地に生鮮食料を扱う市場を建設するということは想定されていません。法を上回る対策が必要なことは当然です。

かつ、地下水浄化についても二年間のモニタリングが求められているんです。東京ガス田町工場では、十メートルメッシュで実施しています。豊洲新市場予定地では、少なくとも千二百九十八カ所の汚染対策を行っているにもかかわらず、地下水モニタリングは二百一カ所で行っていないではありませんか。法を上回るどころか、田町工場で行っている水準をも下回るものです。

豊洲新市場予定地と同規模の広さや深さでベンゼン四万三千倍、シアン八百六十倍などの超高濃度の汚染地で、対策工事をやっただけで二年間のモニタリングもせず、土対法に基づいて安全確認がされた例がほかにあるのでしょうか。

○若林基盤整備担当部長 先ほど来、理事の方から安全性について何度もご質問されておりますけれども、ご指摘されるまでもなく、安全性については十分担保されているというふうに考えております。

その上で、先ほどいわれました安全性についての法的根拠について、若干述べさせていただきます。

先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、豊洲新市場用地は、土壌汚染の摂取経路がなく健康被

害のおそれが生じることがないため、土壤汚染対策法における形質変更時要届け出区域になっており、土地の形質変更の際にあらかじめその計画を届け出れば足りるというものでございます。

一方都では、豊洲新市場用地の安全・安心を確保するための対策の策定、策定実現のための具体的な技術、工法について検討する目的から、学識経験者による専門家会議及び技術会議を設置し、その提言に基づき、これも先ほどから申しておりますけれども、土壤汚染対策法の求める措置を上回る二重、三重の対策を実施してまいりました。

こうした提言に基づく対策を実施していることから、市場用地の安全性に問題があるというふうには考えておりません。

土対法による安全が確認された例があるかということでございますが、豊洲新市場における土壤汚染対策は、これも繰り返し述べておりますけれども、ガス工場操業地盤面から下二メートルまでの土壤は汚染の有無にかかわらず全て入れかえ、その上に二・五メートルの盛り土をすることに加え、操業に由来する汚染土壤を全て掘削除去し、汚染地下水は環境基準以下に浄化するなど、法の求める措置を、これも同じことを繰り返しますが、措置を上回る二重、三重の対策を実施してきたものでございます。

こうした汚染対策工事が完了したことにつきまして、汚染土壤が所定の深さまで確実に除去されていることを示す測量記録及び工事写真、除去された土壤が適切に搬出されたことを示す搬出記録などに加えて、汚染地下水の対策完了時に実施した水質分析結果が環境基準以下であったこと、さらには対策完了後、一定の期間を置いて対策効果を確認するため、専門家会議で実施した詳細調査で汚染濃度が高かった地点などで実施した大気、地下水、土壤の調査結果が全て法令等で定められた基準以下であったことなど、客観的なデータに基づいて、技術会議において確認を受けたものであります。

これを受けまして、都としては、豊洲新市場用地の安全性が確認できたものと認識してございます。

これだけの規模の土地で、万全な土壤汚染対策を実施した例は他にないものと考えております。

なお、専門家会議で、豊洲新市場用地において四千百二十二カ所の詳細調査を行った結果、四万三千倍という濃度のベンゼン及び八百六十倍という濃度のシアン化合物が検出されたのは、同一区画内の一区画のみでございます。

○田中(健)委員 豊洲新市場における土壤汚染対策工事の完了についてご報告がなされましたので、それについて伺います。

今回の報告では、全街区において土壤汚染対策工事が終了したということであります。幾つかの質問は他の委員とも重なっている部分がありますが、確認のため伺いたいと思います。

その後も豊洲新市場用地には、まず区域指定、先ほども幾つか話がありましたが、これが残るのかということから確認をしたいと思います。

○若林基盤整備担当部長 土壤汚染対策法では、自然由来の物質が存在する場合、形質変更時要届け出区域が残ることになり、豊洲新市場用地においても同様でございます。

そもそも土壤汚染対策法の形質変更時要届け出区域とは、土壤汚染の摂取経路がなく健康被害の生じるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域とされております。

一方、豊洲新市場用地における土壤汚染対策は、ガス工場操業地盤面から下二メートルについて、汚染の有無にかかわらず敷地全体を全てきれいな土に入れかえ、さらにその上に二・五メートルのきれいな

土による盛り土を行うことで、合わせて四・五メートルのきれいな土で覆っております。

また、ガス工場操業由来の汚染物質については全て掘削除去するとともに、汚染地下水については全て環境基準以下に浄化するものであります。

こうしたことから、形質変更時要届け出区域が残ることをもって、市場用地の安全性に問題があるとは考えておりません。

27.3.17 経済・港湾委員会速記録

○木内委員 今、鈴木副委員長から、るる市場の重要性、また都民生活にとって不可欠の要素という言及がありました。私も全く同感でございます。

今月、三月は、実は東京大空襲から数えて七十年目の節目に当たります。

きょうは墨田区の選挙区から出ておられる加藤副委員長や、あるいは、私は江東区でございますが、七十年前の三月十日未明、この東京の下町一帯は大空襲に遭いました。焦土と化し、多くの方が犠牲になりました。

そうした歴史を踏まえて、いわゆる食の安全の確保という視点からも重きを置きながら、質疑を行ってまいりたいと思います。

申し上げたこういう災害に遭遇し、一命を取りとめた当時の人々が、あすへの希望を探すために一体何を思ったであろうか。この前も「流れる星は生きている」という、ある女流作家の作品を読みましたが、幼い乳飲み子を抱えて、食べるものもなく、現地の中国人の庭先に土下座をして、捨てるものでもいいですから食べ物を恵んでくださいといって命を長らえたという、そういう話にも、実は当たったわけであります。

生きるためには、食べるものが必要であります。寒い季節には温かいものを食べ、体を温めたい、そんな飽食の時代の今、当たり前のことですけれども、当時は極めて困難であったことは想像にかたくありません。

寒い季節に温かいものはおろか、何も口に入れることができない、こうした状況を四年前の三月十一日、東日本大震災によって、被災地の方は同じく味わったわけであります。もちろん食料が安定的に供給されている現代と、そして、申し上げた大空襲の七十年前とでは環境はかなり異なります。

しかしながら、いつの時代においても生きるためだけではなく、食は心の支えであることは疑いようがありません。安らぎと心の需要と、そして体の健康のために、食は絶対に実は外すことのできない人類社会の要素なのであります。

さきの大震災は、この事実を改めて我々に気づかせてくれたのではないかと思います。

都民の食を支える豊洲新市場が、江東区に来年十一月開場の運びとなりました。

生きるため、あすへの活力とするため、人は食を求めるのですけれども、前提としてその食材が安全であるという条件を整えることが、市場を営む者、東京都としての責務であると、こう考えるのであります。

この責務を果たすべく、食を扱う市場として、一つは、用地の安全性を確保するために行われた土壤汚染対策について、この委員会でもしっかり行われていることが報告されていますが、いまだに一部の人が科学的根拠もないまま、用地の安全性に疑問を唱え、建設をやめるべきだなどと主張をしております。

そうした主張を耳に入れ、不安に思う方がいらっしゃるというのは、極めて残念であるといわなければなりません。

そこで、きょうは都民を不安に陥れようとする偏った風説に対し、どのように対応していけるかということをお伺いしたいのであります。

そこで改めて、豊洲新市場の安全性について確認をするわけですが、昨年十一月に開催された技術会議で、土壤汚染対策工事完了の確認を受けて、都は豊洲新市場用地の安全性が確認できたとの認識を示しました。

その後、実施した地下水のモニタリングでは、先月に続き今月に公表された結果について、全てが土壤汚染対策法の地下水基準以下であったとのことであります。この結果を聞いて、私としても豊洲新市場用地の安全性が改めて確認できたと捉えておりまして、安心をしているところであります。

こうした客観的事実が確認できるような状況になっても、いまだに土壤汚染対策に対して不備があるかのような主張を繰り返している会派もあります。

そうした誤った理解をされている方々に念を押す意味で、都が行った土壤汚染対策工事の具体的な対策の内容、また、その工事の完了を確認した手順について、まず明らかにしてもらいたいと思います。

○若林基盤整備担当部長 豊洲新市場用地における土壤汚染対策は、我が国を代表する学識経験者により、科学的知見から、人が一生涯この地に住み続けても健康への影響がなく、生鮮食料品を取り扱う市場として食の安全・安心を十分確保するものとして提言を受けた万全な対策でございます。

具体的には、ガス工場操業地盤面から下二メートルまでの土壤は、汚染の有無にかかわらず全て入れかえ、その上に二・五メートルの盛り土をすることに加え、操業に由来する汚染土壤を全て掘削除去し、汚染地下水は七十年間、一日二リットルの地下水を飲用しても健康に対する有害な影響がない濃度として法に定められた基準値以下に浄化するなどの対策を実施したものでございます。

こうした対策工事が確実に履行されたことについて、昨年十一月に開催した技術会議において、汚染土壤が所定の深さまで確実に除去されたことを示す測量記録及び工事写真、除去された土壤が適切に運搬されたことを示す運搬記録などに加え、汚染地下水の対策完了時に実施した水質分析結果が基準値以下であったこと、さらには、対策完了後、一定の期間を置いて、対策効果を確認するため実施した大気、地下水、土壤の調査結果が全て法令等で定められた基準値以下であったことを示す分析結果など、客観的なデータに基づき確認を受けたものでございます。

こうしたことから、都としては、豊洲新市場用地の安全性が確認できたものと認識しております。

27.10.28 平成二十六年年度公営企業会計決算特別委員会第一分科会速記録

○栗林委員 ありがとうございます。引き続きの取り組みをお願いしたいと思います。

現在、中央卸売市場において、やはり重要なのは、豊洲市場の整備と、この築地市場からの円滑な移転であります。来年十一月の開場に向け、豊洲市場用地では建築工事が着々と進み、建築物の外観があらわれるようになりました。

昨年二月でしょうか、私も当時、経済・港湾委員会で起工式に参加させていただきましたけれども、その後、さまざまな困難も乗り越え、あと一年となりました。外からも、その姿、形が目に触れられるようになりまして、注目度がますます増していき、豊洲市場の期待が高まっていくものと思います。

と同時に、やはり忘れてはならないのは、何より重要なのが都民、消費者の卸売市場への信頼であります。特に食の安全・安心という、消費者の皆さんの持つニーズに卸売市場がしっかり応えることが大事でございます。とりわけ豊洲市場の整備に当たっては、土壤汚染問題という食の安全・安心に大変影響を与えかねない問題があり、そういう経緯もございました。この土壤汚染対策に万全を期すこともさることながら、その取り組み内容や結果を、今までも十分ご説明はされていらっしゃると思いますが、都民、消費者への情報提供を、より説明を丁寧につづけていくことが重要になってきております。

しかし、残念ながら、土壤汚染が心配との理由から、いまだに豊洲市場に対する批判的な声も聞こえてまいります。このような批判的な情報は、東京を訪れている外国人観光客にも不安を与えるようなことにもなりかねません。こうした不安を吹き飛ばすだけの、より正確な情報提供とより丁寧な説明がさらに求められていると思います。

そこで、確認も含め、まず、この土壤汚染対策工事が完了した平成二十六年年度までに要した土壤汚染対策費と実施した土壤汚染対策工事の内容について伺います。

○若林基盤整備担当部長 豊洲市場用地における土壤汚染対策は、我が国を代表する学識経験者により、科学的知見から、人が生涯この土地に住み続けても健康への影響がなく、生鮮食料品を取り扱う市場用地としての安全・安心を十分確保するものとして提言を受け、実施したものでございます。

具体的には、ガス工場操業地盤面から下二メートルについて、汚染の有無にかかわらず敷地全体を全てきれいな土に入れ替え、さらにその上に二・五メートルのきれいな土による盛り土を行うことで、合わせて四・五メートルのきれいな土で覆う。また、ガス工場の操業に由来する汚染土壌については全て掘削除去するとともに、汚染地下水についても全て環境基準以下に浄化します。掘削除去した汚染土壌については、豊洲市場用地内に仮設土壌処理プラントを設け処理した上で、掘削除去した箇所への埋め戻し材として再利用する。さらに、遮水壁の設置や液状化対策をあわせて行うなど、総合的な対策工事を実施したものでございます。

これら一連の対策に要した事業費は、平成二十六年年度末で総額八百五億円でございます。